

活力ある地域コミュニティに向けて

—中間報告書—

地域コミュニティ活性化検討協議会

平成23年3月

目次

はじめに	1
1 地域コミュニティとは	2
2 地域コミュニティの現状	2
3 地域コミュニティ活性化の方向性	7
4 地域コミュニティ協議会の設立	7
5 今後の検討課題	12
資料	
●武蔵村山市地域コミュニティ活性化検討協議会設置要綱	13
●武蔵村山市地域コミュニティ活性化検討協議会委員名簿	14
●武蔵村山市地域コミュニティ活性化検討協議会開催経過	15

はじめに

私たちのまち武蔵村山市をより安全・安心で魅力的な住みよいまちにするにはどうしたらよいでしょうか。

従来から行政は、ハード・ソフトの両面で公共サービスの充実に努めてきました。今後とも行政の果たす役割が大きいことはいうまでもありませんが、市民の生活が多様となり、行政に対する要望も複雑になってきている今、行政の力だけではこの目標を達成するには不十分です。地域住民同士の信頼関係や共同意識を生み出し、地域力を強化し、日々の暮らしをよりよいものにするには、地域コミュニティの力が重要になってきています。

「こんなまちにしたい、こんな活動をしたい、こういう課題を解決したい」というまちづくりのビジョンを、地域の住人みんなで力を合わせ、考え、行動する様々な活動こそが、安全で安心して暮らせる魅力的な住みよいまちをつくる上で重要です。

武蔵村山市では自治会加入率が平成22年4月に35.2パーセントにまで低下し地域力の低下が懸念されていますが、その一方で、各種のサークル活動や市民活動は近年ますます活発化してきています。

このような状況から、平成22年10月に「地域コミュニティ活性化検討協議会」が設置され、本協議会では、地域コミュニティ組織としての地域コミュニティ協議会の設立を中心として、活力ある地域コミュニティに向けての方策について検討協議してきました。

そして、新年度からすぐにでも活性化に向けて取り組み、活動を開始していくためにも、検討途中の課題もありますが、平成22年度中に検討した結果を中間報告します。

平成23年3月

地域コミュニティ活性化検討協議会

1 地域コミュニティとは

地域コミュニティとは、自分の住む地域に対する前向きな共通の思いを持ち、地域における様々な課題の解決や、地域住民の連携や信頼関係を図るために、多様な活動を行っている地域社会のことです。自治会、ボランティア団体、子供会、PTA、老人クラブ、趣味やスポーツ等のサークル活動団体、社会福祉協議会など、地域で活動する各種団体や個人から構成されています。

地域コミュニティの機能とは「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という意識のもと、「隣近所が助け合い、自ら問題を解決し、仲良く楽しく生活する」ということに尽きると思います。この地域コミュニティが自発的にいきいきと活発に活動し、機能していることが、防災、防犯、教育、子育て、介護、福祉、文化、スポーツ、地域経済など様々な場面で、魅力的なまちの基盤となります。

全国的に少子高齢化の進行やライフスタイル、価値観の多様化によって、地域コミュニティの弱体化や衰退が問題となっているため、活性化に向けての取組は各地で行われています。

武蔵村山市でも様々な問題を抱えています。そこで、問題を解決し、市民にとって魅力的で誇れるまちにするために、各地の先進的取組に学びながら、地域と連携して地域コミュニティの活性化を図っていくことが重要であると考えます。

2 地域コミュニティの現状

(1) 自治会の現状

地域コミュニティ活動の中心的組織とされている自治会は、市民の価値観や生活様式の変化等により、平成元年に77.4パーセントであった加入率が平成22年4月現在35.2パーセントまで減少しています（資料1）。

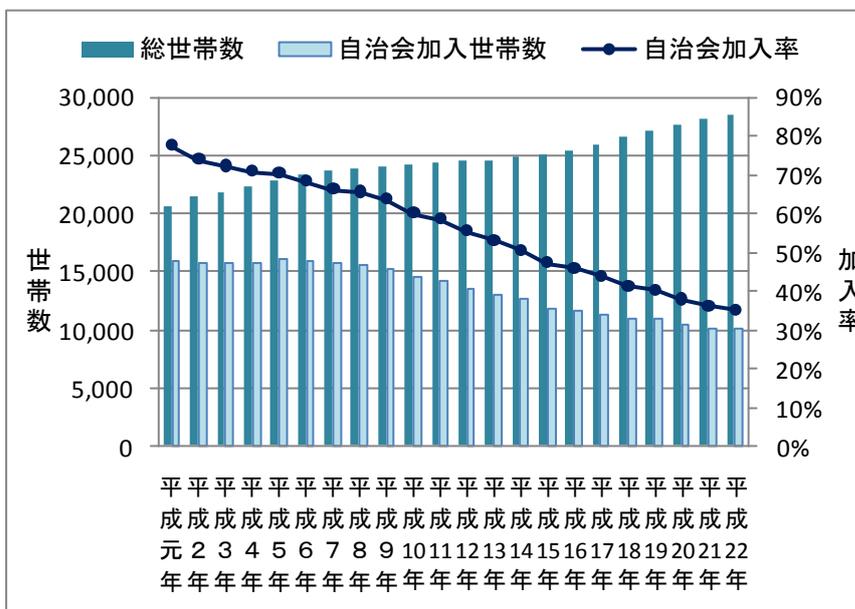
平成21年に実施した市民意識調査では、51.9パーセントの方が自治会は重要であると感じているにもかかわらず、自治会に加入しない理由として、「いずれ役員・

当番を務めることとなり、面倒である」という意見が最も多く30.4パーセントありました（資料2、3）。また、若い世代の加入率が低く、会員・役員の高齢化、役員のなり手の減少によって、自治会の体力・活力の低下という現象が起こり、子育て支援や教育、防犯・防災機能の低下等につながってきています。さらには独居老人の社会からの孤立化という問題が発生しています。

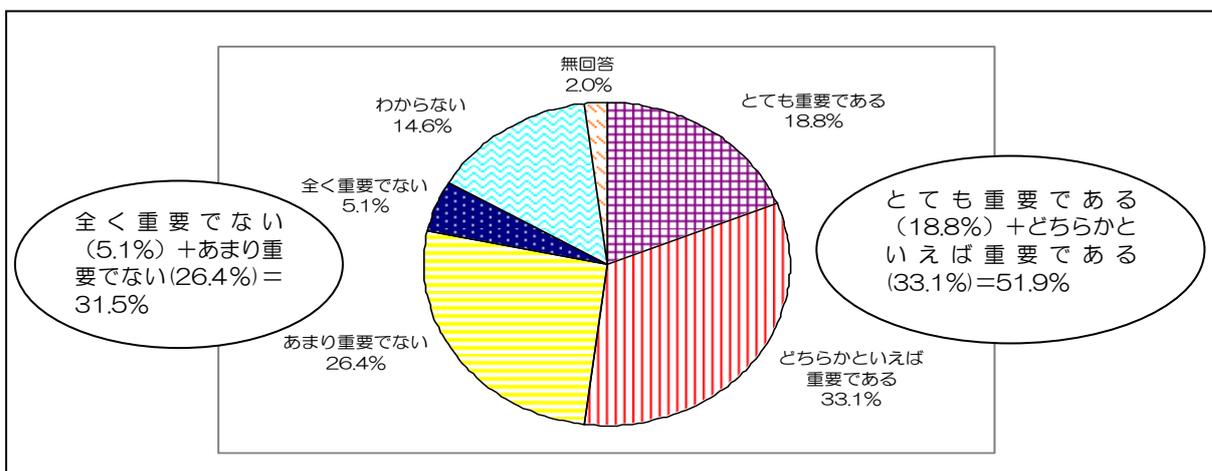
また、地域ごとに課題が多様化しています。

- 団地地区 自治会の加入率が高いが、高齢化率が高い
- 本村地区 伝統的人間関係が強く、新しい取組が困難
- 新興住宅地区 人間関係や地縁意識が薄く、自治会の加入率が低い

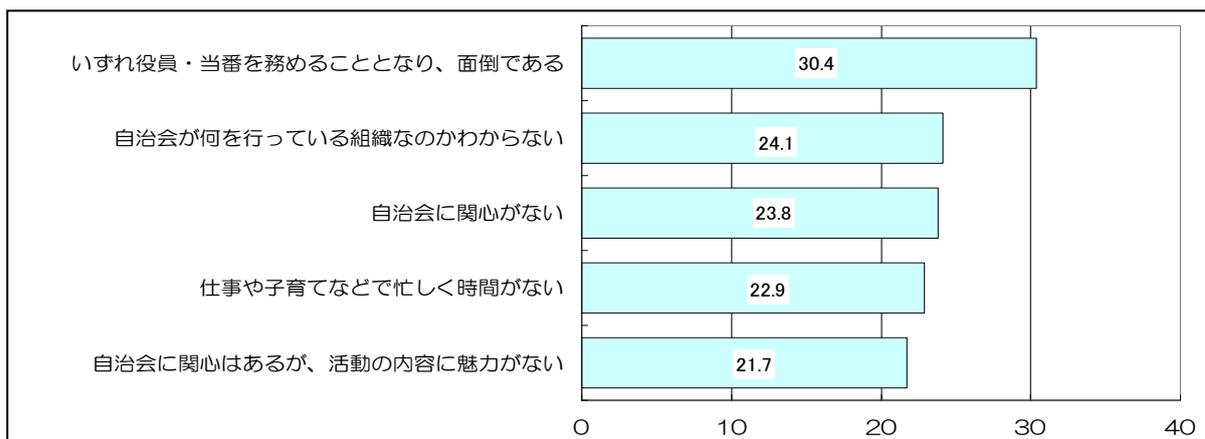
資料1 自治会加入世帯数・加入率の推移



資料2 自治会について（「武蔵村山市民意識調査」平成21年9月実施）



資料3 自治会に加入しない理由（「武蔵村山市民意識調査」平成21年9月実施）



（2）各種市民活動団体の現状

・NPO法人（注）・ボランティア団体など（資料4、5、6、7）

NPO法人やボランティア団体など固有の目的を持ち、その目的に向かった社会的活動を積極的に行う団体や人たちは、年度によって多少の増減はありますが、大勢います。近隣自治体と比較して、人口割合に対するNPO法人は少ないようですが、個々の法人は活発に活動しているようです。しかし、NPOネットワークが設立されたものの、まだ十分に機能しておらず、連携はとれていない状況です。そのためあってNPO法人の活動が市民の間であまり知られていないようです。

また、活動内容についても、福祉・保健・医療関係の団体が多く、退職したシニアの知識・経験・スキルをいかす団体があまりなく、地域の問題に関心があり、意欲や志のある人をいかせる場が少ないと思います。

（注）NPO（Non-profit Organization）：利益の追求を目的としない活動を行う民間の非営利組織であり、広義には「特定非営利活動法人（NPO法人）」から「ボランティア団体」、「自治会」、「公益団体」等を含めることもあり、狭義では「NPO法人」のみを指す場合もあります。

NPO法人：特定非営利活動促進法に基づき認証を受けた団体をいい、法人格が付与され、不動産の登記、銀行口座の開設、契約の締結を法人名で行うことができます。また、活動の資金や運営の経費に充てるため、特定非営利活動の事業に支障のない範囲で、収益事業を行うことができます。

資料4 市内NPO法人数

(単位：法人)

区分	平成22年度 (平成23年1月末現在)	平成21年度	平成20年度
NPO法人数	18	16	16

資料5 近隣市町村のNPO法人数(平成23年2月末現在)

(単位：法人)

自治体名	武蔵村山市	東大和市	立川市	昭島市	福生市	羽村市	瑞穂町	
NPO法人数	18	26	76	21	16	11	11	
主たる活動内容	福祉(注)	12	17	49	19	10	6	7
	社会教育	2	4	18	2	4	1	2
	学術(注)	0	3	4	0	1	2	2
	環境保全	1	0	2	0	0	0	0
	まちづくり	3	2	2	0	1	1	0
	不明	0	0	1	0	0	1	0
人口(人)	71,690	83,355	178,409	113,576	59,860	57,587	33,617	
1NPO法人当たりの人口(人)	3,982.8	3,206.0	2,347.5	5,408.4	3,741.3	5,235.2	3,056.1	

(注) 福祉：福祉・保健・医療、学術：学術・文化・芸術・スポーツ

* 人口は、平成23年3月1日現在(羽村市は平成23年2月1日現在)の人数。

資料6 ボランティアセンターのボランティア登録数

区分		平成22年度 (平成23年1月末現在)	平成21年度	平成20年度
ボランティア登録数	団体	106団体	116団体	99団体
	個人	478人	444人	397人

資料7 ボランティアセンターのボランティア実施状況

区分	平成22年度 (平成23年1月末現在)		平成21年度		平成20年度	
	要請	70件	100人	146件	263人	63件
実績	49件	112人	110件	274人	45件	123人

*平成21年度から、集計方法が変更になったため、回数が増加した。
平成22年度は、要請・実績とも減少した。

・青少年対策地区委員会、PTA、子供会、老人クラブなど（資料8）

各団体の活動は活発であるが、団体ごとの連携があまりなく、個々で活動しているという実状があります。さらに、後継者や役員のなり手が不足し、他の団体の役員を重任していることが多く、特定の人に負担が偏りがちです。

青少年対策地区委員会の活動

地域クリーン作戦、屋外無許可公告物の撤去活動、不健全図書 の 追放運動、非行防止活動、地区内危険箇所の点検・巡回、夜間パトロール、各種球技大会、各種レクリエーション（映画会、地区祭り、歩け歩け大会 等）、ラジオ体操大会、交通安全教室、講演会・懇親会等の開催・実施

老人クラブの活動

地域の高齢者が老後の生活を健全で明るいものとするために、相互に交流を深めながら社会参加や自己実現、健康づくりなどが図れるよう、社会奉仕活動や健康の増進・介護予防などの活動を行う。

資料8 老人クラブ数及び加入者数（平成22年3月31日現在）

老人クラブ数	加入者数	60歳以上人口	加入率
39クラブ	2,940人	19,349人	15.2%

・文化・趣味・スポーツ団体など（資料9）

地区会館等で活動している団体は数多くありますが、相互の交流が少なく、それぞれ単独で活動しています。また、各団体の活動については、生涯学習ガイドブ

ックで紹介されていますが、市民の間で知られていない現状があります。

資料9 地区会館等の登録団体数

区分	平成21年度末	平成20年度末
登録団体数	621団体	659団体

(3) 社会福祉協議会の現状

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的にした民間の団体であり、福祉まつりや社協バザーの開催、老人クラブや障害者団体、小規模な福祉学習会への助成、シルバーテレホン相談事業、車椅子の無料貸出し、地域福祉権利擁護事業、小地域福祉組織化事業、生活福祉資金の貸付け等の多様な事業を行っていますが、市民の間で知られていない現状があります。

3 地域コミュニティ活性化の方向性

地域コミュニティを活性化するためには、地域の人と人のきずなづくりが必要です。自分たちのまちは自分たちで参加してつくるという理念のもと、自分たちで目標やビジョンを作り、その実現に向けて、地域で活動している地域コミュニティ組織である自治会や各活動団体が行っている様々な活動を相互に連携させ、活性化させることが重要であると考えます。

4 地域コミュニティ協議会の設立

地域コミュニティを活性化し、安心・安全なまちをつくるために、人と人とのきずなが深められるように、地域コミュニティ協議会の設立を提案します。

この地域コミュニティ協議会は次のことに留意して設立すべきです。

- ・ 各地域で性格も課題も異なるので、地域ごとの組織であること
- ・ 自発的で、地域の課題に関心があり、意欲と志のある人をいかすことのできる組織であること
- ・ 自分たちのまちづくりのビジョンを考え、課題解決を図る組織であること
- ・ 既存の各団体には、声をかけ協力と人的支援を仰ぐが、参加に関して強制はしないこと
- ・ 地域コミュニティを構成する様々な団体の相互協力・連携を視野に入れること
- ・ 各団体に人員を割り当てるのではなく、特定の団体や個人に負担が偏らないこと

(1) 構成

地域の一般市民を公募し、地域に埋もれている新しい人材や、意欲的な志や能力を活用したい市民の活動の場となるようにしていきます。

また、既存の団体の協力や団体同士の連携が必要となってきますが、各団体から強制的に委員を選出してもらうのではなく、あくまでも意欲的な個人が活動主体となるべきです。

協力を得る団体として具体的には自治会、子供会、老人会、民生（児童）委員、交通安全協会、消防団、PTA、地域学校ボランティア、NPO法人、ボランティア団体、青少年対策地区委員会、おやじの会、体育推進員、商工会、事業所、地区会館等の利用団体（各活動の核となる同好会やサークル団体）などを想定しています。

(2) 活動内容及び事例

現在個別に活動している団体や市民に、地域コミュニティの活性化の必要性を理解してもらい、市全体の方針を決定してから、各地域で活動を開始することとします。

活動の第一段階としては、各区域の問題点・課題についての情報交換を行うとともに、現在、既存の団体で個々に行っている活動を連携し、充実させることを目標とします。

具体的な活動の事例として、地域の子どもや高齢者の見守り活動、防災訓練、資源回収や地域清掃などの環境美化活動、スポーツイベントや祭りの開催や参加、さらに

は、地域の伝統芸能の伝承活動などが考えられます。

(3) 区域

小学校区を地域コミュニティ協議会の区域とします。

少子・高齢化する中、これからのコミュニティ活動には、子どもや高齢者を見守り、地域で育て見守ることも求められることから、子どもや高齢者も含めた地域住民が歩いて集える範囲の区域設定が必要であると考え、小学校区を単位区域とします。

(4) 活動拠点

各地域コミュニティ協議会の活動拠点は、市立地区会館や地区集会所とします。

ただし、当面は、各区域に拠点を設定するのではなく、地域コミュニティ協議会連絡会の資料などを置くためのスペースを確保することとします。

(5) 相互の連携

個々の地域コミュニティ協議会での活動を活発にするとともに、地域コミュニティ協議会同士の連携を図ることが必要だと考えます。そこで、地域コミュニティ協議会連絡会を設置し、地域コミュニティ協議会同士の情報共有を図るとともに、連携強化を図ります。

そして、各地域コミュニティ協議会の団結力が高まり、地域コミュニティの活性化に向けての起爆剤となるように、また、地域コミュニティ協議会の設立をPRするためにも、市全体で地域コミュニティ対抗の食のグランプリを開催することを提案します。

(6) 市の関与 (情報提供)

地域コミュニティが活性化するためには、市民一人ひとりの意識の向上が不可欠です。そこで、市は、地域コミュニティ組織の趣旨や活動を、市民に理解してもらうために、積極的な広報・PR手段を検討することが必要です。具体的には、市報や市ホームページで広報するだけでなく、チラシを作成し、公共施設や学校、自治会等での配布や、転入者へ市民課等の窓口で配布するほか、市民説明会を行うこと

が効果的です。

さらに地域コミュニティのホームページを作成し、各地域コミュニティ協議会や市内各団体の活動内容の紹介などを行うことが、市民への広報手段として必要であるとともに、各地域コミュニティ協議会同士の情報共有にも有効です。

(人的支援)

地域コミュニティ協議会設立当初は、既存の各団体との調整や会議場所の確保なども含めて、検討の場に市職員も参加して、共に検討をし、地域コミュニティ協議会が自立していけるように、市からの支援が必要です。

地域コミュニティ協議会の活動が軌道に乗ってからも、市職員が検討に参加し、共に活動をすることで、市と地域が活力ある地域コミュニティに向けて、密接に協力していけると思います。

(財政支援)

事業実施時の活動費用の補助が得られるよう、市は補助金等を整備するとともに、市以外からの補助金等についても情報収集・提供をすることとします。

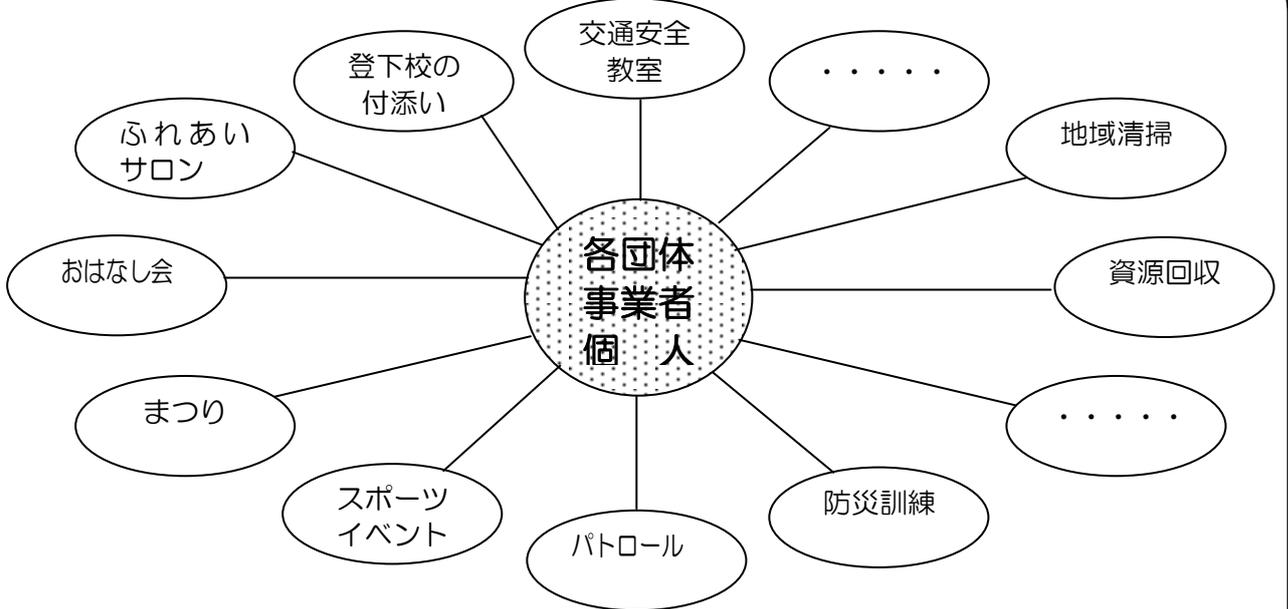
(7) 協議会設立に向けての課題

既に、小学校区において、周辺地域と連携し活動を行っている地区については、早期に地域コミュニティ協議会が設立できる可能性はありますが、各地域の事情を考慮し、設立の時期は、明確にせず、設立できる地区から設立を目指すこととします。

設立に向けて、新年度から各地域で説明会を行うなど市民や各活動団体の理解を得ることが必要です。

また、既に教育委員会で平成10年度から設置している中学校区推進協議会の活動との連携についても検討が必要と考えます。

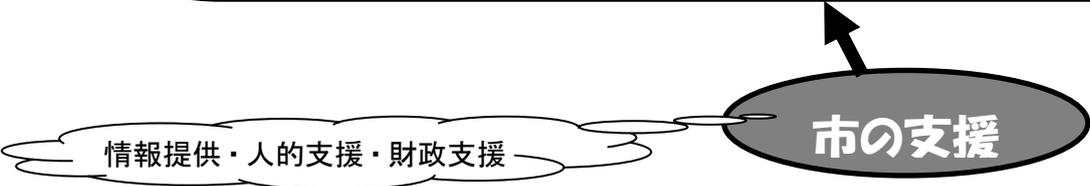
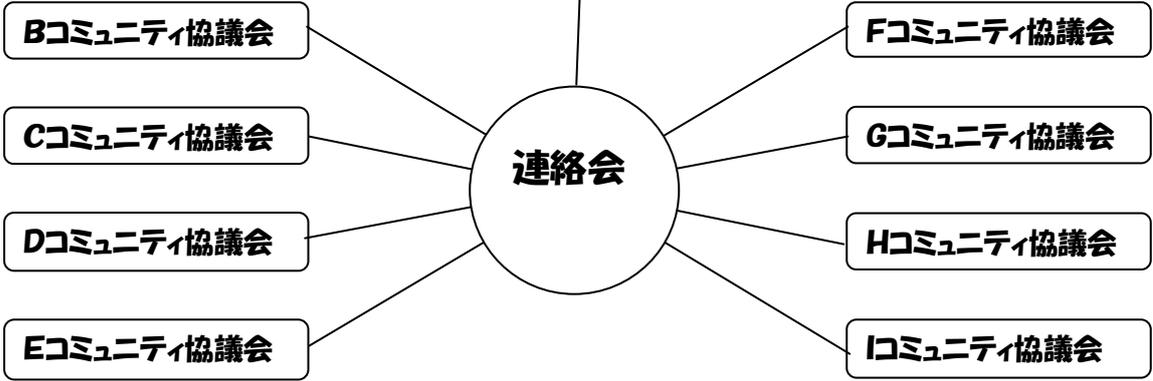
(目標・例) **子どもがいきいきと暮らせるまちにしよう!**



各協議会で行う活動は、新たに行うことを考えるのではなく、既存の活動を、いろいろな人で分担していく。全ての活動を全ての協議会で行うのではなく、各協議会のビジョンに向けて必要となる活動を選択して行う。「この団体はこの活動には必ず参加しなくてはならない」という義務はなく、各個人が必要と感じ、参加したい活動に参加するようにする。

参加者は、既存の活動団体からの参加、地域の各事業者、一般公募の個人とし、強制的な参加とはしない。

Aコミュニティ協議会 (各小学校区)



5 今後の検討課題

地域の活性化は、市民と市が協働して初めて実現するものと考えます。

地域で抱える課題は様々であり、その地域に応じた対応が行政に望まれています。

一方、行政では地域の発展のために、地域向けの政策を地域に浸透させることが重要な課題となっています。

そこで、職員がまちへ、現場へ積極的に出向き、各地域コミュニティ協議会を通じて地域住民と地域担当職員が一緒になり、生活に身近な課題の解決や各地域の活性化などについて話し合い、共に行動する職員地域担当制など、中間報告で漏れた課題に対し、今後の会議で検討していきます。

資 料

●武蔵村山市地域コミュニティ活性化検討協議会設置要綱

平成22年9月7日

訓令(乙)第137号

(設置)

第1条 自治会その他の地域コミュニティの活性化に向けた方策を検討し、共に支え合い、安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりを推進するため、武蔵村山市地域コミュニティ活性化検討協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 地域コミュニティの活性化に関すること。
- (2) その他良好な地域社会の形成に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員18人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 次に掲げるところにより市長が委嘱する者
 - ア 識見を有する者 1人
 - イ 武蔵村山市立の小・中学校の校長又は副校長 2人
 - ウ 武蔵村山市民生(児童)委員 1人
 - エ 自治会その他の武蔵村山市内で活動する公共的団体がその構成員のうちから推薦する者9人
 - オ 公募による市民(武蔵村山市内に住所を有し、又は武蔵村山市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。) 2人
- (2) 市民生活部地域振興課長、健康福祉部地域福祉課長及び教育部生涯学習スポーツ課長の職にある者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は前条第2項第1号アに掲げる者である委員を、副会長は委員のうちから会

長が指名する者をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(任期)

第6条 第3条第2項第1号に規定する委員の任期は、第2条の規定による報告の終了をもって満了する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民生活部地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

●武蔵村山市地域コミュニティ活性化検討協議会委員名簿（敬称略）

氏名	備考
和田 清美	首都大学東京教授
白戸 一範	武蔵村山市立小中学校校長会（中学校）
小野江 隆	武蔵村山市立小中学校校長会（小学校）（平成22年12月まで）
牧 一彦	武蔵村山市立小中学校校長会（小学校）（平成23年1月から）
岡崎 孝昭	武蔵村山市民生児童委員協議会
田代 章雄	武蔵村山市自治会連合会
西田 勇	武蔵村山市村山団地連合自治会
内野 和典	武蔵村山市公立学校PTA連合会

加園 富男	武蔵村山市老人クラブ連合会
佐藤 直子	武蔵村山市青少年対策地区連絡会
木村 祐子	武蔵村山市NPOネットワーク
萩原 義成	武蔵村山市社会福祉協議会
志茂 有山	武蔵村山市法人立園長会
當間 直子	子供会
仁科 静夫	公募
松田 雄一	公募
川島 一利	地域振興課長
比留間 英世	地域福祉課長
鈴木 浩	生涯学習スポーツ課長

●地域コミュニティ活性化検討協議会開催経過

回	内 容
第1回	<p>日 時 平成22年10月29日（金） 午前9時30分～午前11時40分</p> <p>場 所 301会議室</p> <p>出席者 委員 12名、事務局3名</p> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委嘱書の交付・市長挨拶・委員紹介 ○第1回会議 ＜報告事項＞ 地域コミュニティ活性化検討協議会の所掌事項等について <ul style="list-style-type: none"> 1 地域コミュニティ活性化検討協議会設置要綱 2 地域コミュニティ活性化検討協議会の会議の開催予定 ＜議 事＞ 1 副会長の指名について 2 会議の公開に関する運営要領の制定について 3 地域コミュニティの活性化に必要な事項について 4 その他
第2回	<p>日 時 平成22年11月25日（木）</p>

	<p>午後3時30分～午後5時10分</p> <p>場 所 301会議室</p> <p>出席者 委員10名、事務局3名</p> <p>内 容</p> <p><報告事項></p> <p>第1回地域コミュニティ活性化検討協議会の会議結果について</p> <p><議 事></p> <p>1 地域コミュニティのあり方について</p> <p>2 その他</p>
第3回	<p>日 時 平成22年12月21日(火)</p> <p>午後4時～午後5時50分</p> <p>場 所 301会議室</p> <p>出席者 委員11名、事務局3名</p> <p>内 容</p> <p><報告事項></p> <p>第2回地域コミュニティ活性化検討協議会の会議結果について</p> <p><議 事></p> <p>1 地域コミュニティ組織について</p> <p>2 その他</p>
第4回	<p>日 時 平成23年1月17日(月)</p> <p>午後3時～午後4時55分</p> <p>場 所 中部地区会館403集会室</p> <p>出席者 委員11名、事務局3名</p> <p>内 容</p> <p><報告事項></p> <p>第3回地域コミュニティ活性化検討協議会の会議結果について</p> <p><議 事></p> <p>1 地域コミュニティ組織について</p> <p>2 その他</p>
第5回	<p>日 時 平成23年2月21日(月)</p> <p>午後3時～午後4時55分</p> <p>場 所 中部地区会館403集会室</p> <p>出席者 委員10名、事務局4名</p> <p>内 容</p> <p><報告事項></p> <p>第4回地域コミュニティ活性化検討協議会の会議結果について</p> <p><議 事></p> <p>1 地域コミュニティ組織について</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 2 中間報告書について 3 その他
第6回	<p>日 時 平成23年3月8日（火） 午前10時～午前10時40分</p> <p>場 所 市民会館会議室</p> <p>出席者 委員11名、事務局3名</p> <p>内 容</p> <p><報告事項></p> <p>第5回地域コミュニティ活性化検討協議会の会議結果について</p> <p><議 題></p> <ul style="list-style-type: none"> 1 中間報告書について 2 職員地域担当制について 3 その他

活力ある地域コミュニティに向けて 中間報告書

平成23年3月

武蔵村山市地域コミュニティ活性化検討協議会

(事務局) 武蔵村山市市民生活部地域振興課